

れぞれ船積みまでに要した経費を加えた額により行うことになります。

【貨物】

Q14－7：従来、少額特例の判断は、契約書全体の金額ではなく、輸出令別表第1の当該項の番号の下括弧レベル毎の合計金額で行っていますが、同一項番の括弧毎に「告示貨物」と「告示貨物以外の貨物」が混在する場合の少額特例の判断は、どのように行えばよいのでしょうか。

A14－7：輸出令別表第1で「告示貨物」と「告示貨物以外の貨物」が混在している項番（例えば7の項(15)、9の項(1)）においては、当該項番の括弧毎の「告示貨物」、「告示貨物以外の貨物」のそれぞれの合計が少額特例の範囲内であるか否かで判断してください。（運用通達の4－1－5を参照ください。）

例えば、同一輸出契約（輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地とする場合を除く。）において、輸出令別表第1の7の項(15)に該当するもののうち、「告示貨物（貨物等省令第6条第十六号ロに該当する貨物）」は5万円以下、「告示貨物以外の貨物（貨物等省令第6条第十六号イ又はハに該当する貨物）」は100万円以下が少額特例の対象範囲となります。

項番全体では100万円を超えても、同一項番の括弧毎の「告示貨物」の合計が5万円以下、「告示貨物以外の貨物」の合計が100万円以下であれば少額特例により輸出することができます。

【貨物】

Q14－8：少額特例を利用して輸出する場合には、どのような手続きをすればよいのでしょうか。

A14－8：少額特例は、その要件を満たしている場合に自動的に適用されます。その適用を受けるために経済産業省との間で特段の手続きをすることは、必要ありません。少額特例を利用して輸出をする場合には、輸出通関をする際の輸出申告書にその特例の適用を表示して手続きすることになります。

また、申告時には輸出貨物が少額特例を適用できる規制対象貨物であること、対象貨物の総価格が少額特例を適用できる価格であることを証する書類等を用意する必要が御座います。詳細については、輸出通関を予定している税関にお問い合わせください。

【貨物】

Q14－9：台湾の企業から、輸出令別表第1の7の項(15)原子周波数標準器のうち、貨物等省令第6条第十六号ロに該当する「宇宙用に設計したもの」の引合いがあります。

輸出令別表第1の7の項(15)貨物等省令第6条第十六号ロは告示貨物であるため、総価額が5万円以下であれば輸出令第4条第1項第四号の少額特例が適用

できると考えています。

貿易条件はインコタームズ 2020 に基づき CPT 契約 6 万円で取引を進めているのですが、少額特例でいうところの「総価額」について分からないことがあり、ご相談させていただきました。

通関の際、申告価格は FOB 価格に基づき申告するので、CPT 契約価格から海上運賃（日本の輸出港から台湾の輸入港までの運賃）を引いた額は、4 万 5 千円となり、少額特例が適用できると考えていますが、問題ないでしょうか。

A14－9：輸出令第 4 条第 1 項に規定している『総価額』については、運用通達 1－1

（5）総価額の取扱いで次のように規定されています。

<引用>-----

輸出令第 4 条第 1 項に規定している「総価額」は次により取り扱う。

- （イ）価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物の場合は、税関の鑑定価格をいう。
- （ロ）価額の全部又は一部につき支払手段による決済を要する貨物の場合は、当該貨物に係る輸出貨物代金（輸出契約の履行により輸出者が取得する債権の総額（当該輸出者が当該債権の総額から当該輸出契約の履行に直接伴って負担する仲介手数料、代理店手数料、領事査証料、検数料その他の輸出に附帯する手数料の金額（その金額が妥当なものに限る。）を差し引いて受領する場合は、当該金額を差し引いた残額））をいう。

（注）①「輸出契約の履行に直接伴って負担する仲介手数料、代理店手数料」は、当該輸出契約の内容に仲介手数料又は代理店手数料を支払うべきことに関する定めがある場合（いわゆるシングル・トランザクションの場合）における当該手数料に限るものとする。

②「金額が妥当なもの」は、輸出に附帯する手数料の金額が、次に該当する場合とする。

- イ 仲介手数料及び代理店手数料については、その合計額が当該輸出貨物代金の 10% 以内の金額である場合
- ロ 仲介手数料及び代理店手数料以外の手数料については、その手数料の合計額が輸出貨物代金の 5 % 以内の金額である場合
- ハ 金利に相当するものについては、国際的に通常の取引条件と認められる範囲である場合

運用通達には、「総価額の取扱い」が定められており、当該貨物に係る輸出貨物代金とありますが、「輸出貨物代金」とは具体的に何の価額を示すのか、これ以上の規定はなく判断することはできません。明らかに総価額から除外できる項目については、輸出債権の総額に仲介手数料等が組込まれているのであれば、それらの金額については除外できるとあるのみです。

ご質問の場合、FOB 価格は 4 万 5 千円ですが、CPT 契約では 6 万円となり、輸出貨物代金から送料（日本の輸出港から台湾の輸入港までの運賃）を除外できることが通達から読み取れない以上、少額特例を適用することはできません。